

福岡県公衆浴場燃料高騰緊急支援事業実施要領

この実施要領は、福岡県公衆浴場燃料高騰緊急支援事業費補助金交付要綱（令和4年 月 日生衛第1405号。以下「交付要綱」という。）のほか、福岡県公衆浴場燃料高騰緊急支援事業費補助金の交付等公衆浴場燃料高騰緊急支援事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 公衆浴場燃料高騰緊急支援事業について

(1) 補助対象経費の算定方法

補助対象経費は月ごとに算定し、次に求める各月の燃料別増減額（月別燃料別増減額）の合計とする。

なお、補助額は、交付要綱第5条に基づき算定する。

(2) 月別燃料別増減額の算定

燃料別に、次のいずれかで求める。

なお、●は購入月を表す。原則、単価は、購入金額を購入量で除した額とし、同じ燃料で複数の契約があるときは、合計購入金額を合計購入量で除した額とする。

ア 令和元年度同月に購入が生じている燃料の場合

$$\begin{aligned} \text{月別燃料別増減額} &= (\text{令和4年度}\bullet\text{月単価} - \text{令和元年度}\bullet\text{月単価}) \\ &\quad \times \text{令和4年度}\bullet\text{月購入量} \end{aligned}$$

イ 令和元年度同月に購入が生じていない燃料の場合

$$\begin{aligned} \text{月別燃料別増減額} &= (\text{令和4年度}\bullet\text{月単価} - \text{令和元年度当該期の平均単価}) \\ &\quad \times \text{令和4年度}\bullet\text{月購入量} \end{aligned}$$

(3) 算定基礎に係る取扱いについて

ア 令和元年度同月に燃料の購入が生じていても、その期間に営業していない場合等、算出された単価と比較できる単価が著しく異なる場合は、令和元年度同月に購入が生じていない月として扱う。

イ 当該期の平均単価とは、第1期は4月～9月、第2期は10月～12月、第3期は1月～3月中に購入した自施設の単価を平均したものをいう。

ウ 令和元年度の当該期に自施設で燃料を購入していない場合は、他施設の令和元年度●月の平均単価で計算する。他施設の令和元年度の平均単価も求めることができない場合は、他施設の令和元年度当該期の平均単価で計算する。

エ 購入量がわからず、令和4年度●月単価もしくは令和元年度●月単価を求められない場合又は令和4年度●月購入量がわからない場合は、それぞれ次のとおりとする。

- ・令和4年度●月単価 自施設の令和4年度当該期の平均単価
- ・令和元年度●月単価 自施設の令和元年度当該期の平均単価
- ・令和4年度●月購入量 令和4年度●月購入金額を自施設の令和4年度当該期の平均単価で除した額

オ 上記ウ、エで単価が求められない場合は、知事が認める単価とする。

(4) 補助金の申請について

この事業における補助金は、原則として、令和4年4月から9月、10月から12月、令和5年1月から3月の期間を単位として申請する。ただし、特段の事業があり、知事が適当と認める場合は、1か月を最小単位として申請することができる。

2. その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、県において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月5日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。